

第四十三回国会
衆議院
文教委員會議錄
第九号

(二六三)

昭和三十三年三月八日(金曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事長谷川 峻君 理事八木 徹雄君

理事小林 信一君 理事村山 喜一君

伊藤 郷三君 田川 誠一君

濱野 清吾君 松山千恵子君

南 好雄君 米田 吉盛君

杉山元治郎君 高津 正道君

三木 喜夫君 谷口善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長) 文部事務官 齋藤 正君

文部事務官 齋藤 正君

(社会教育局長) 文部事務官 杉江 清君

(管理局長) 文部事務官 杉江 清君

委員外の出席者

専門員 丸山 稲君

三月六日

農業、水産、工業又は商船に係る産業

教育に従事する国立及び公立の高等

学校の教員及び実習助手に対する産

業教育手当の支給に関する法律の一

部を改正する法律案(小林武君外四

名提出、参法第二二二号)(予)

教育職員免許法の一部を改正する法

律案(小林武君外四名提出、参法第

一三三号)(予)

公立の盲学校、聾学校及び養護学校

第一類第六号

文教委員會議錄第九号

昭和三十三年三月八日

の幼稚園及び高等部の整備に関する特別措置法案(小林武君外四名提出、参法第一四四号)(予)

同月七日

国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案(千葉千代世君外四名提出、参法第一五五号)(予)

日本育英会法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名提出、参法第一六六号)(予)

は本委員会に付託された。

三月六日

日本学校安全会法の一部改正に関する陳情書(四国四県議会議長会)

議代表高知県議會議長近藤正弥(第二八四号)

義務教育施設等の整備充実に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議會議長長條原博)(第二八五号)

高等学校生徒急増に伴う学級数増設に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議會議長長條原博)(第二八六号)

高等学校増設及び学区制改廃に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議會議長長條原博)(第二八七号)

義務教育施設等の整備充実に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議會議長長條原博)(第二八八号)

高等学校生徒急増対策促進に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議會議長長條原博)(第二八九号)

本日開議に付した案件

私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

地静岡岡町村長守田雪雄(第二八九号)

高等学校生徒急増対策に関する陳情書(九州地方知事会長大分県知事木下郁(第二九〇号))

同(福岡県議會議長野見山清造)(第三四九号)

産業教育振興に関する陳情書(四国四県議會議長代表高知県議會議長近藤正弥(第二九一号))

教科書無償配布に関する陳情書(中国五県議會議長代表岡山県議會議長天野与市外四名)(第二九二号)

私立学校助成に関する陳情書(福岡県議會議長野見山清造(第二九三号))

義務教育諸学校の児童生徒減少に伴う教職員定数改定に関する陳情書(福岡県議會議長野見山清造(第二九四号))

公立文庫施設整備に関する陳情書(福岡県議會議長野見山清造(第二九五号))

教育施策に関する陳情書(歌志内市議會議長染谷政志(第三五〇号))

公立高等学校全員入学に関する陳情書(大山市議會議長高橋金三(第三五一号))

義務教育教科用図書全額国庫負担に関する陳情書(会津若松市栄町二百四十四番地北会津地方町議會議長会長津金春雄(第四〇五号))

は本委員会に参考送付された。

本日開議に付した案件

私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

学校教育に関する件(高校進学に関する問題等)

○床次委員長 これより會議を開きます。

文教行政に関する件について、調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。高津正道君。

○高津委員 広島県の小学校において、婦人教師が日直をやった場合、十七才の少年が、日曜には、夜は男だが、昼には女教師が一人当直をしておるといふことをあらかじめ知って、次々と三つの学校に現われ、ナイフをもって先生を脅迫して未遂に終わる、あるいは既遂で逃げたというような事件があって、教師たちは大きなショックを受けて、恐慌状態だ、こういう事件があるのであります。それは今月のことですが、広島県の府中市、深安郡、福山市、去年の十二月には世羅郡にあったというように、連続して起こるから恐慌状態になっておるといふことは、われわれにも想像できるのではありませんが、こういう事件を文部省は御承知でしょうか、それをお伺いします。

○福田政府委員 今御指摘のありましたような事件、詳細はわかりませんが、けれども、新聞等によって一応のことは承知いたしております。

○高津委員 この事件をどのように見えておられますか。また、どう指導すればいいか、どう改めればいいのかお考えになっておられますか。

○福田政府委員 この問題につきましては、福山市その他においてそういう事件が起こったようでございますが、福山市等におきましては、すでに教育委員会ですらに対策を考えて方針を出しております。従いまして、その福山市の行った処置についてみますと、たとえば女子教員の日直等の場合におきましては男子の用務員を学校に配置をしまして、そういう事件が起きないようにするという対策をとっております。今後の問題としては、教育委員会自体でさような処置をとっていただきたいと考えております。

○高津委員 福山市教育委員会の行った処置は、やはり女子の教師を日直させて、その上に用務員を一人つけておく、こういうことでしょうか。

○福田政府委員 福山市におきましては、やはり教員の日直、宿直という問題は継続するようでございます。ただし、御承知のように、女子教員については宿直ということはありませんが、日直につきましては、さようないまわしい事件が起きないようにできる限りの対策を講じてやるといふ処置をとっております。

○高津委員 女子を配置しておくとのような事件が当直の場合に起きるの、福山市教育委員会のおける処置はおもしろいから、これを中央からの指導で、全国的に、あるいははつきり法律で、女子教員に日直はやらせ

ばいいか、どう改めればいいのかお考えになっておられますか。

○福田政府委員 この問題につきましては、福山市その他においてそういう事件が起こったようでございますが、福山市等におきましては、すでに教育委員会ですらに対策を考えて方針を出しております。従いまして、その福山市の行った処置についてみますと、たとえば女子教員の日直等の場合におきましては男子の用務員を学校に配置をしまして、そういう事件が起きないようにするという対策をとっております。今後の問題としては、教育委員会自体でさような処置をとっていただきたいと考えております。

○高津委員 福山市教育委員会の行った処置は、やはり女子の教師を日直させて、その上に用務員を一人つけておく、こういうことでしょうか。

○福田政府委員 福山市におきましては、やはり教員の日直、宿直という問題は継続するようでございます。ただし、御承知のように、女子教員については宿直ということはありませんが、日直につきましては、さようないまわしい事件が起きないようにできる限りの対策を講じてやるといふ処置をとっております。

○高津委員 女子を配置しておくとのような事件が当直の場合に起きるの、福山市教育委員会のおける処置はおもしろいから、これを中央からの指導で、全国的に、あるいははつきり法律で、女子教員に日直はやらせ

ばいいか、どう改めればいいのかお考えになっておられますか。

○福田政府委員 この問題につきましては、福山市その他においてそういう事件が起こったようでございますが、福山市等におきましては、すでに教育委員会ですらに対策を考えて方針を出しております。従いまして、その福山市の行った処置についてみますと、たとえば女子教員の日直等の場合におきましては男子の用務員を学校に配置をしまして、そういう事件が起きないようにするという対策をとっております。今後の問題としては、教育委員会自体でさような処置をとっていただきたいと考えております。

○高津委員 福山市教育委員会の行った処置は、やはり女子の教師を日直させて、その上に用務員を一人つけておく、こういうことでしょうか。

○福田政府委員 福山市におきましては、やはり教員の日直、宿直という問題は継続するようでございます。ただし、御承知のように、女子教員については宿直ということはありませんが、日直につきましては、さようないまわしい事件が起きないようにできる限りの対策を講じてやるといふ処置をとっております。

○高津委員 女子を配置しておくとのような事件が当直の場合に起きるの、福山市教育委員会のおける処置はおもしろいから、これを中央からの指導で、全国的に、あるいははつきり法律で、女子教員に日直はやらせ

ない、やらない方がいい、こういうことにはできないものですか。

○福田政府委員 女子の日直等につきましては、各学校を管理しております教育委員会できめることとございませう。従って、各府県とも、従来から宿直は女子にはやらせませんが、日直については、これは建前としてやっていたかどうかというので、そのかわり、今言ったような、これはたまたま起こった事件でありましたけれども、そういう不都合のないように十分な処置を講じてやるということとございませう。文部省がそれについて特にいろいろ具体的に指導しておるということではございませう。各教育委員会がそれぞれの判断におきまして適切な措置をとって実施をするということとございませう。

○高津委員 労働基準法の第六十一条を読みますと、こう書いてあります。「使用者は、満十八歳以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働をさせなければならない」と書いてあります。また第三十五条には「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない」と書いてあります。そこに「前項の規定は、四週間を通じ四日以上、の休日を与える使用者については適用しない」ということが書かれておりますが、女子の日直をやらせるということは労働基準法に違反しておると思うのですが、その点はいかがですか。

○福田政府委員 労働基準法は御指摘のように一定のワックを設けております。従いまして、宿直、日直等の勤務

にあたりましては、教員は一日で八時間、一週四十四時間という勤務時間のワックをこえるものでございませうから、日直、宿直等につきましては、当然県立学校の職員でございませうと人事委員会、市町村立学校の場合におきましては市町村長の許可を受ける。これが労働基準法にいうところの断続的な勤務としてその許可を受けてやるという手続を踏むわけでございませう。そういう意味でございませうので、今やっておりますそういう日直等につきましても、当然そういう手続を踏んで行なっておりますものと私どもは考えております。

○高津委員 女教師にそういう日直をやらせておけばこういう弊害、基本的人権の問題でもあるし、大きな事件が起きるといふ事例が広島県に二つも三つも現われたのでありますから、全国的にも相当こういうような事例があらうかと思ひますが、その点はいかがですか。文部省はどのように把握しておりますか。

○福田政府委員 最近そういう事件を私聞いたことはございませうが、以前は日直だけではなくて宿直もやった時代もございませう。そういうときには、たまたま御指摘のような事件が起きたこともございませうけれども、最近におきましては、私もそういう事例を聞いておりませんが、今お述べになりましたような福山市の事件は、はなはだ遺憾な事件だと考えております。

○高津委員 福山市の教育委員会がとつておるその応急的な措置は、文部省としては好ましいものと思われませんか。それでは不徹底であると思われませんか。そんなことをする必要もなから

うぐらひに思っておられますか。

○福田政府委員 福山市の措置を批判することは避けたいと思ひますけれども、女子の教員を日直させるにつきましては、十分そういう点を配慮して、教育委員会としては実施するということとが望ましいわけでございませう。その限りにおきましては、今度たまたまそういうことが起きましてとりました処置につきましては、これは私も首肯できる措置だと考えております。

○高津委員 学校教育法の第二十八条に、教員の職務というが、仕事の内容というが、それの規定してあります。その中には、日直というふうなことは入っていません。私の見るところ、入っていません。だから本務外の仕事をやらせておるというように思われまが、いろいろ仕事が多くて、父兄に面会したり、いろいろ個々の指導を学童についてやらなければならぬということがあって非常に忙しくて、ほんとうの教育ができないような事情にあるのだから、それにさらに日直をさせるといふことは非常に過労になるの

で、教育の大きい目的を達成することができない。だから、日直のような、そういう事務をはずしてしまふ。これが私は理想であらうと思ひます。文部省はよく地方のことに必要以上に介入しようとするの、しておられることを知っておるのではありませんが、この問題に対しては逃げ回るような態度で、女子の日直をやめればそういう弊害はなくなるのですから、そうして負担をそっちの方へ向いて中央は行政指導をやつていきたい、このようにはお考えになりませんか。

○福田政府委員 私どもも将来の方向として教員の負担をある程度軽くするという方向は賛成でございませうけれども、現実の問題として、教諭が生徒、児童の教育をつかさどるといふ、いわば主たる業務のほかに、やはり学校が勤務場所でございますから、その学校の管理者の命令に従つて營造物の管理その他の仕事に協力するといふことは当然に必要でございませう。その範囲においてはやはり宿直、日直という問題

は当然に起きてくると私は考えるのでございまして、そういう意味において、従来もやっておりますが、今後もある程度は宿直、日直をやつていただく必要があるのではないかと。だんだんにその負担量を軽減していくといふことは、私も将来の問題として検討して参りたいと思ひます。

○高津委員 日直と宿直の場合、手当はどの程度出しておるのですか。

○福田政府委員 三十八年度予算におきましては、宿直手当は三百六十円に引き上げて積算をされております。一回三百六十円が単価でございませう。

○高津委員 話が戻りますが、警備員に切りかえるといふことはできませんか。

○福田政府委員 これはかつて村山委員からも御指摘がございましたが、そういうお考えも確かにあらうと思ひます。私も将来そういう方向も研究したいと思ひますけれども、現在のところ学校の教員が全く宿直をやらなという建前では困るということを感じてゐるわけでございませう。

○三木(喜)委員 警備員の話が出ましたので、関連してお伺ひしたいと思ひ

のですが、警備員については各市町村ですでに雇つて、本採用としておるようなところがあるかと思ひます。そういうところについては文部省はどのように判断しておられますか。

それから学校の火災について、文部省は白書的なものを出されておるわけですが、これによつて見ますと、件数が消防庁の件数とかなり違つておるわけですが、そこで、学校火災といふものを消防庁に聞いてみますと、やはり学校教育法にいうところの学校火災、このように答弁をしております。文部省の出しておる学校火災の統計も、学校教育法に基づくところの学校火災といふように読めるのですが、相当数この数の開きがある。これは学校火災を消防庁の統計よりも故意に少なくしたのか、あるいは何かそこに関連があるのかといふ点を第二点としてお聞きしておきたいと思ひます。

それから、学校火災の損害が三十六年度で大体十五億ほどだと推定されておりますが、この学校火災の中には相当放火とか原因不明のものが多々あります。こういうものを背負ひ込まされた学校の教師の、断続的勤務とは言いながら、負担のオーバー・ワークといふものはかなりだと思ひます。そこで各地には警備員の問題が起つてゐるわけですが、これについて最終的にどう考えられるか。これを一つお聞きしたい。

○福田政府委員 学校火災の統計等につきましては、私今資料を持っておりますが、わがままに減らすといふことではないと思ひます。これは実際にあったものをそのまま統計として出し

ていると思っております。なおよく調べてみたいと思ひます。ただ御指摘のように、まだ全国の学校には木造の校舎が相当多量ございまして、原因不明等のことによりましていろいろ火災が起きている。従つて学校の設置者である市町村は、できる限りそういう損害を未然に防ぎたいという事で警備員を置いておられると相当ございします。それは御指摘の通りでございます。ただ私も、そういう学校の警備員を保持し、維持するために警備員の制度を今後強化していくという事は望ましいことだと考えております。ただし、それだからといって、この教員の宿直が直ちにやめられるかという問題でございしますが、私はこの学校の管理であるいは業務の運営という面から考えますと、いわゆる火災の予防ということだけが問題じゃなくて、それもある大きな仕事でございまして、うけれども、この業務を行なうという事には、つきましては、火災の予防以外に、たとえば休みの間にいろいろ電話がかかってくるか、あるいはまた文書の処理だとか、いろいろなそういう火災問題だけに限らない日常の仕事があるわけでございます。そういう点から申しますと、やはりこれは責任を持つていて学校の職員が、そういう立場において命を受けてそれを処理していくという事が適切であろうと考えるわけでございます。ただその火災予防の点につきましては、おっしゃる通りに警備員等をいろいろ強化していくことは望ましいことだと私も考えるわけでございます。

○三木(喜)委員 今入学試験とか就職試験とかかなり教師に負担が重くか

かつて参つております中で、今初中局長は大へんな御発言をなさつたと思ひます。夜宿直しておつて、断続的な勤務ではありますけれども、夜というのは大体校務が行なわれることではないのです。勤務時間の間に大体校務が行なわれるわけなんです。校務を処理する、このようなお話しなんです。宿直勤務に対しての教師の校務の執行内容を、電話等でお話がありました。そのほか文部省としては、宿直勤務に対する規則的なものというか、実行しなければならぬこと、実務要綱というか、そういうようなものを校務として考へておられますか、私は文部省が消防に對するところの、防火に對する二十則を出しておられる。その二十則の中にはどういうふうに防火設備をしなければならぬか、どういうふうなものを整備しなければならぬか、通路をどのようになければならぬか、こういうものはあるかと思ひますが、校務というものをどうしように考へておられますか。これは警備員を置かなければならぬという考へ方と、初中局長が校務という考へ方とは、私は非常な問題点があるかと思ひます。一つ御答弁をお願いします。

○福田政府委員 私の申し上げたのは、校務という範囲の問題でございまして、常識的に申しまして、学校の営造物を管理、保存し、また学校のいろいろな各種の教育活動並びに行事を行なつていく、そういうこともすべて含んだ意味での校務だと考へております。従いまして、たまたま今までに宿直等で考へられますことは、たとえば校内の巡視だとか、あるいは施設、設備、備品等の保存、整備、そういう問題もございまして、あるいは先ほど申し上げましたような電話の收受、そういうものも場合によつてはございします。あるいはまた非常事態の発生

のときに、それを適切に処理するといふような事柄も、やはり学校が教育活動を行ない、全体として管理運営されていくという面から見ますと、校務の一部分に入るのだ、こういうふうに考へておられるわけでございます。従いまして、この学校の設置者である管理機関が、そういう校務についていろいろ規則を設けて、校長あるいはその部下の職員に分掌してもらつて、こういうことはあり得ることだと考へるのであります。

○三木(喜)委員 もう一べんお聞きしておきたいのですが、警備員の問題とあるいは日宿直についての問題です。超過勤務の問題については、後刻社会党としては法律案を用意しなければならぬ、このように考へておられますので、その節申し上げるといたしまして、その法律案をつくり出すのに大切な資料になると思ひますので、今言われた初中局長のお考えをもう一回た

が、そういう許可を一本市町村が、管理者がおろすということ自体、変則的に法を曲げて運営しておられると思ひます。それが一つ。

次に、管理者の方から学校の保全、保存、いわゆる火災に對してそのものを守るという、このことは、私は校務というように規定づけられるのはおかしいと思ひます。管理者の方から依頼されておることですが、これは宿直の仕事として防火の一環あるいは盗難防止の一環、こういうものとして考へるならよろしいけれども、校務の規定の中に入れることに非常に発生的に問題が起きます。宿直が發生し、日直が發生した、このことが、法的に見て、校務の中に入ることには私は問題があると思ひます。もう一べんこのことを明確にしたいだきたいと思ひます。

○福田政府委員 先ほど申し上げた通りでございまして、学校の管理運営につきましましては、委員会の規則なる管理者が規則を設けて、これを校長以下に分掌してもらつて、これを校長以下に思ひます。従いまして、その管理規則等で設けられた仕事も、仕事の内容としては、生徒、児童の教育をつかさどるものではございせんけれども、そういうものをひくくする意味で、私は校務というものは広い概念ではないかという事を申し上げたわけでございます。従いまして、ただ生徒の教育だけをつかさどるのが校務だ、そういうふうに私は考へていないわけでございます。

来は市町村長の仕事なんです。学校管理者の仕事なんです。その仕事をもつてきて、これを校務と色を塗るというところに私は問題があると思ひます。これは委託事項だ、これは校務だ、こう見るときに、これも校務だといふように持つていくところに私は問題がある。本来的に申し上げようと思ひます。本来教育長がこれを命令する、あるいは県の教育委員会から命令を受ける、こういうことになれば、これは系統的に見て校務系統です。一方管理という仕事は純然たる市町村長の仕事なんです。その仕事を横からもちつてきて校務だ、このように初中局長お考へになることにちよつと私は抵抗を感じるわけなんです。

○三木(喜)委員 最近中学生の集団的な暴力事件というものが非常に多くなつて参りました。なお、先般は受験に失敗して子供が自殺をしたという事だのでございまして、私は、きょう特に政府の方で人つくりという事を非常に言われますが、その人をつくられない部面についてどのような対策を立てたらよいかということについてお聞きもし、御意見も申しあげたい、このように思ひます。

○三木(喜)委員 引続き三木喜夫君に質問を許します。

中学校の生徒の集団の暴行事件、犯罪、それから就職問題、大体この三つについて、お聞きしたいと思うのであります。

先般、村山委員並びに山中委員の方からもこの入学試験に失敗して自殺をした少年の問題が提起されました。それについて杉江管理局長は進学指導を適正にする、また福田初中局長は進路指導を適切にする、このように答えておられると思うのです。おのずから言葉が違いますが、私はもう少し、どのような進学指導をされ、どのような進路指導をされるかについて承りたいというように考えておるわけでありす。しかし当日、福田初中局長は、その事件については知らないと言明を避けておられますので、私は事件の内容をここで明らかにしておかなければならぬと思うのです。

それは二月の四日、川崎市のさいか屋デパート屋上から投身自殺をした若山肇君の件でございます。若山君は横浜一商の受験をいたしまして、それに失敗したわけでございますが、この事件に関して、当時「週刊朝日」も「サンデー毎日」も、同時に記事にして大きくこれを取り上げました。その「サンデー毎日」の見出しをいたしましては「ついに「悲劇」は現実となった。高校入試に失敗した終戦っ子が、みずから若い命を絶った。」「親や先生のショックは大きい。だが、この悲劇は決して他人ごとではないのだ。」このように大きく見出しをつけて警告をしております。私はこの問題を、ことさらにかなり前のことを取り上げます意味は、これに對しまして教師は一体どのように考えておるのだろうか、親や兄

弟がこういう問題を今後どのように考えていくか、あるいは教育者、為政者、政治家はこんな問題にどう対処していったらいいのかと思うわけです。皆さんの中には、それは一つのできごとであって全体ではない、このように思われるかもしれませんが、私はこのように問題は、入学試験が終わりますと続発するのではなからうかということをおそれるわけでございます。あえてこの問題を取り上げたのは、そういう意味合いでございます。

そこで杉江管理局長にお聞きしたいのですが、あなたは、そういう事件はちよいちよい見ます、しかしながらこれについては進学指導を適切にやってくように私たちは指導しております。このように言うておられますが、進学指導をどのようにされますか、杉江さんにお聞きしたいと思います。

○杉江政府委員 私、管理局でございますが、そのことは直接担当はいたしておりませんが、一般論として申し上げた次第でございます。そういうことは従来とも文部省としては注意してきたところであると理解しておるわけでございます。具体的には初中局長からお答えいただくことが適当であるかと思ひます。

○福田政府委員 川崎市のできごとには非常にお気の毒な事件だと考えております。私はこの事件についてかれこれ申し上げることは避けたいと思ひますが、上級学校への進学指導なり、あるいはまたそれを含めた進路指導というものは最近各教育委員会でも非常に真剣にやっているのが一般的でございます。従ひまして、いろいろ生徒の発達段階に応じまして、将来の進路な

り進学という問題については個々の担任の先生が十分その希望なり、あるいはまたその適性というものを発見しながら、また家庭とも十分連絡をとってそれを指導していくというのがやり方でございます。そういう意味で、特に高校急増期を控えておるわけでございますので、各学校ともそういう面についてはできる限りの指導の徹底をはかるという趣旨で、各教育委員会ともやっておるわけでございます。そういう方向においては文部省としても教育委員会と必要に応じて相談をしながら、あるいは会議等でそういう進学指導について打ち合わせをしながらやっておるというのが現状でございます。

○三木(喜)委員 多少この事件の分析になると思ふのですが、家庭は非常に円満であった、夫婦の間のたった一人子であった、経済的にも悩みはなかった、性格も非常にほげからか、からだも丈夫な子であった。そういうことです。とおそらく教師としても、こういう問題にぶちあたったときには手の打ちようがないと思ふのです。そこで、こういう問題を聞いた各学校では、教師としては防衛的な役割はしておるわけですか。あなたがおっしゃる意味も、いろいろ手を打って進路指導をやって、家庭と手をつないで、このようなお考えですけれども、その内容としては聞けなかったわけなんです。おそろしくこういうことのないようにというその事態を防御するという役割しか私はないのじゃないか、このように思ふのです。山中委員の質問に對しまして初中局長はどのように答えておられます。警察の方は直ちに對して原因を調査したりして大へんこれを重大視して考

えておるが、文部省の方はこの問題については知らない、知らないからあまり関心を示さない、このように冷ややかな答えが出ておるのですが、この問題は今の試験地獄の世の中の大きな問題点だと私は思ふのです。今おっしゃったような答えは、ただそれをおそれて防御するということにしか役立たないのじゃないか、このように思ふのです。が、初中局長のお考えはどうですか。

○福田政府委員 全国の教育委員会等をやっております生徒の指導が防衛的なみだというようには私は解してないでございます。まして、各学校の現場でやっております先生の指導は、相当積極的に指導しておるところが多いように聞いております。この場合は私はどういふ指導をやったか詳細には存じませんが、担任の山崎という教師は生徒の指導については相当ベテランの教師であるということは聞いております。詳細はわかりませんが、指導はしておったのではないかとすることは想像されるわけでございます。

三木(喜)委員 こういうことが同じ週刊誌に載っておるのです。中学三年の長男を持つ東洋大学の教授は、「子供がどんな反応を示すか、それが一番気がかりです。全国的に公立高校の試験が実施される三月上旬に、第二、第三の若山君がでなければいいが、このように言っております。それからある学校の校長先生は、全校生徒を集めて七ころび八起きの精神訓話をやっております。またこうした生徒が出ないようには観察、早期発見をより徹底的にやる、こういう考え方です。それからある教師は、この事件を子供に話したと

ころが、教室は水を打ったようにしんとなり、生徒の心は張り詰めている、こわいくらいだ、このように言っております。それからまた、「あんなに高いところから飛び降りるなんて、実に勇気があつた。りっぱだ」という生徒もいました。実に危険です」とこのように言っておりますけれども、私は、口頭ではあるいはそういう事態が起こることに對して早期発見しようとかそういうことをいろいろ考えてみても、抜本的な解決にはならない、このように思ふのです。なるほど見きわめも早くでき、あるいは防止もでき、訓示もできるかもしれませんが、しかし、それはその範囲にしかとどまらないやり方だと私は思ふのです。そこで初中局長の仰せになったのも、かなり積極的に行っているようにだと思ひます。ところで、こういう問題が出たときにどうしたらよいかということについてはやはり相当はつきりと明示してもらひ、あるいは考えてもらわなければ私は困ると思ふのです。この前二回のこの委員会

で、進路指導と進学指導という言葉によつて簡単に表現し去られてしまつております。こんなことで済まされたい問題だと私は思ふのですが、どういふ対策を立てたらよいかということについてお伺ひしたいと思ふのです。

○福田政府委員 学校におきましてこの生徒の進路指導なり進学指導というものは、三木先生もよく御承知のように、やはりいろいろな形で進んで行なわれているのが現実でございます。私どもといたしましては、やはりそれにはいろいろなやり方があると思ひますけれども、学校の現場においてその子供や

四

家庭の状況等も十分考えて、そして適切な指導をしていただくということ以外にはない。具体的にどのような対策を持ってこれに臨むかというようなことは、むしろやはり学校自体においてそういう問題で意見なり方法というものが出てくると思っております。従いまして、いい方法が将来またいろいろ出てきます場合には、教育委員会なりあるいは私どものいろいろの学習指導あるいはその他の指導につきましても、そういう面でもこれを取り入れて、そうして適切な指導をより完璧にしていこうということが願わしいわけでございます。そういう意味でございます。いま、この事件を契機にして直ちに何かそういう生徒の指導を変えていくとか、そういうようなことは今のところ考えていないわけでございます。

○三木(喜)委員 次の問題と関連いたしますので、次の問題に移りたいと思っておりますが、その前に、よく取り上げられた問題ですけれども、こういう問題の根底に何があるかということをはり的確につかまえていって、その原因を除去するということが以外にないんじゃないか。それはこうした青少年は人生の非常な動揺期にあります。その動揺期に、史上最大の試験地獄がやってきたわけでありまして、その試験地獄の中で子供がゆすぶられるという問題が一つあると思うのです。そこで試験地獄をどのように緩和するかということが当面の問題でなければならぬと思ひます。

それから、これは現代子供センターの高山事務局長の言葉であります、終戦つ子は幼児期は毎日親に余裕がなかったためにおおておかれた、従っ

て連帯性が薄く、何でも自主的に解決する、いわば一人オオカミ、親しい友もできぬ、そうして功利的、協調性が少ない、終戦つ子の特徴をこのように規定しております。私はこういうものもこの中にあると思うのです。そういう人生最大の動揺期というものをどのようの子供の指導に当たるか、もちろん指導もそうですが、政治の場においてそれにこたえてやる、このことも大きな解決の方法だと思ひます。

そこで、今中学校において差別教育が行なわれております。教師は行なっていないというのを極力実証づけておられますけれども、実際の世間の要請といえますか、産業界の要請といふものは差別教育をやらざるを得ない方向に持たせていっておる、ここに問題点があるわけなのです。進学組と就職組に分かれて編制されておる、ここには問題があるかと思ひわけでありま

す。そこで話を次に進めたいのですが、次に、この間うちからずっと中学校、高校に起こったいろいろな問題をまず取り上げてみますと、ここに岩倉高校の連続放火犯人の一年生を逮捕し、けさ五度目の騒ぎで二件自供、その原因は成績の悪い腹いせだ、このように新聞は報道しております。それから静岡の中学校で就職組の十二人が進学組の八人にリンチを加えております。それからこれは東京で起こった事件ですが、中学生が万引遊び、スリルに酔った二十五人、教室の自慢話で次々仲間、警察の知らせで学校はびっくりした、このような事件もございまして。それから福岡の中学校で、注意をした先生をなぐった、その処分をめぐって問

題化していることが載っております。富士山の商船高校では、リンチの処分に不満として、卒業期前に寮生が四十六人集団暴行しておりました。それからこれは兵庫県の問題になるのですが、就職組のひがみで原因で、暴力団をつくって少年たちを恐喝して

おった尼崎の中学生、卒業の置きみやげとばかり、新築の体育館をめちゃめちゃにしている中学生、なまじきな顔をするなどと言ったのがきっかけで決闘をやった大阪の東淀中学校の普通学級と特殊学級の三年生。それからきのうは、東京都下で数十人の中学生が乱闘をやって、重傷者を出しておる。こうした相次ぐ問題、集団的な中学生の暴行事件、こういう問題を、前の受験に失敗した終戦つ子があつたという問題とにらみ合せて、どのように文部省は考え、こういう問題をどのように対処しようと思ひますか。この点も一つお聞きしたい。

ただ、私は、ここで申し上げておきたいことは、子供たちの指導あるいは進学のために、現場の教師はもうぎりぎり一ぱいの努力です。ほとんど寧ろなきまでに現場の教師は、働き、働き抜いています。そこへもってきてこういう問題がかぶさっていったというところにつきましても、現場だけの問題ではないと私は思ふ。大きく社会の問題があり、今の教育のどこかに歪曲された面があると思ひます。これを今に於いて文部省自体が考え、教育行政者が考えなかつたら、このまま、ほうかむりのまま進んでこれは大へんなことになると思ひますので、一つお聞きしたいと思ひます。

○福田政府委員 私、先ほどから御指摘になりましたようないろいろな事例につきましても、私見にわたるかも知れませんが申し上げると、入学試験の問題については、これは私はまた別個の観点から考えられる面があるかと思ひます。まず高等学校の進学等につ

きましては、先ほど申し上げましたように中学校自体における進学指導というものをさらに適切にやる必要があるかと思ひます。それからまた、この試験制度そのものも、さらに子供に負担をかけないような方向において、これを将来改善していくということも、当然考えていい問題だろうと考えております。ただ、これは高

校生の急増期だということでマス・コミその他が相当あふり立てて、気の弱い生徒はそれにいじけてきたというふうな傾向も見のがすことはできないと思ひます。そういう意味で、今まで起こったような事件も、いろいろ聞いてみますと、非常に気が弱いかと云うような生徒もあるようでございます。そういう面から、やはり自信をつけて、十分な進学指導をしてやるということが、学校側としては非常に大切な問題であらうと思ひております。願わくば、そういう意味におきまして、マス・コミその他があまりこの試験地獄の問題をあふり立てない方がよろしいのではないかと云うように考えるのでございます。

それから、一面、御指摘となりましたような中学生の非行は、確かに最近ふえて参っております。これは非常に残念なことではございますが、その原因をいろいろと分析して見まして、その原因によりまして、いろいろ手を考え

なければならぬと考えるわけでございますが、いろいろな非行に至るまでの原因というものが考えられるわけでございます。たとえば家庭の状況等についてみますと、非常に複雑な家庭の者が多いとか、あるいはまた両親が全く事業に没頭して、子供の指導しつけにはほとんど手を抜いておる、放任されておるというような家庭の子供が多いというふうなことも聞いております。あるいはまた、御指摘になりましたように、学校における学業が遅滞しておる、そのために学校の悪に引きずられやすいというふうな子供もあるようでございます。それからまた、一般の社会の影響というものが非常に強く作用しておるのではなからうかというように考えるわけでございます。最近のマス・コミ等の影響等も、これは見のがすことのできない問題であらうと思ひます。そういう意味で、いろいろな原因があつてそういう非行といふものが多く発生しておると思ひますが、その非行の内容も、いろいろ聞いてみますと、性に関する非行、あるいは先ほどお述べになりましたような暴力教室的な暴力事件、そういうものが相当多いようでございます。また一面、物を盗むというふうな窃盗に関する非行も、統計上は相当たくさん出ております。従いまして、今申しましたような性の問題、あるいは人の物を盗むとかあるいは暴力をふるうというふうな、人間生活において基本的なものが何かそこに欠けているような感じがするわけでございます。

そういう面におきまして、私どもの考えますのは、やはり家庭生活にお

いて子供のしつけというものが十分行われていない、経済的には恵まれておりまして、子供を放任しておるといふような家庭の子供が、相当こういう事件を起こしておるようでございます。それからまた、学校における子供の指導というものが、今まではたして適切であつたかどうかということも十分反省してみることがあるかと思ひます。そういう意味におきまして、やはりいろいろな要因を総合的に検討しまして、家庭における子供のしつけ、あるいは多く時間を費やしておりますところの学校の指導の問題も、今後十分研究していく必要がある、こういうふうに思うのでございます。それ以外にもあると思ひますが、私ども学校教育の担当者として感じますのは、中学校における、あるいは高等学校でも同様でございますけれども、特に中学校の年令層におけるところの子供のしつけあるいは訓育といったような面について、さらに徹底した指導を行ふ必要があるのではなからうか、こういうふうに感ずるのでございます。

そういう意味で、クラスを担任しておりますところの先生自体も、子供の扱い方にも少しなれる必要がある、あるいはそういう問題の子供に對する扱い方を十分研究していただく必要があると思います。いろいろな知識もそういう面から先生に持っているいただきたいと思ひます。そういうことで、少しおそまきではございますけれども、本年度からそういう子供の指導について特に講習会等も設けまして、中学生のいわゆる指導の完璧を期していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。いろいろ原因がござりまする

で、それらに従つたびたりとした対策というものはなかなかないわけでござりますけれども、要するに学校における生徒に對する指導を強化していきたい、こういうふうに現在では考えておるわけでございます。

○三木(重)委員 今言われた通り、個々のケースが違ひますから、暴力問題、犯罪問題に對しまして、びたりと当てはまるところの対策はない、その通りであらうと思ふのであります。しかしながら、問題になる点は一一つ取つていく必要があると思ふのです。ここが問題だということを取つてやる必要があると思ふのです。そうでなかつたら——これは三十六年の非行少年の実態ですが、大体非行青少年が百萬人おる。十才以上の少年で、千人中十人が犯罪を犯し、四十人が犯罪予備軍である。このように朝日新聞は非行少年の実態を摘出してあります。あなたのおっしゃる通りに、今家庭教育にも問題があつて、これを適切にやらなければならぬ、先生にも少し研究してもらわなければならぬ。この問題は研究し尽くし、やり尽くして今まで教育をやつてきたのじゃないですか、戦後十何年という間。今の戦後十何年が高校へ入るのに非常な苦勞があるということがわかつてゐるやうに、あの終戦の中から、子供たちの取り扱いが非常にむづかしいというのであつた。たつちも一丸になつてやつてきて、こういう答えが出てきておるわけです。それに対してもう一べん訓育的なことだけで事足りるんです。現実には千人に對して十人が犯罪者である。四十人が犯罪予備軍であり、虞犯青少年であるといふやうな実態では、そういうお話だけ

では救えない。びたりしたものがないです。そのことに對処するびたりしたものがないけれども、一つずつ取つていくという考え方が私は必要ではないかと思ふ。先がたのお話の中で、終戦つ子あるいは高校入学離の問題をマス・コミがあたり立てするからこゝういふ氣の弱い子が出てこゝうなるのだ、私はそういうやうなとらえ方には非常に反對なんです。私はマス・コミのせいにする必要はないと思ふのです。今の犯罪が出ておるのは、明らかに映画とか演藝とか不良文化財とか雑誌とか週刊誌、こゝういふところには問題があると思ひます。マス・コミのせいにするのだつたら、私は、こゝういふ点を指摘していただいて、それの取り除きをやつてもらわなければならぬと思ふのですけれども、氣の弱い子がマス・コミにあおられて死んでいくのだ、こゝういふやうなとらえ方はまことに皮相なとらえ方だと私は思ひます。この川崎の少年はほんの先がたまで母親と談笑して元氣よく別れておるんです。別れてからデパートに行つて飛んでおるんです。それはマス・コミのせいでも何でもありません。これは青少年問題の研究家である加藤博士の説をかりますと、試験に落ちたということが直接の原因でありますけれども、死の動機にはなつていない。こゝういふ把握が私はいないのじゃないかと思ふのです。なぜかといふと、その子が死ぬにはそれが原因になつていない。マス・コミも原因ではない。ただぐるりからこゝういふ情勢がそこにつくられて、そのつくられたことが死を呼んだ。試験に失敗したということが一つの動機になつて、あそこから飛んでお

る。あえて言うならば、この子に對するところの母親の期待あるいは世間の期待、あるいは友だちが落ちたといふことに對していろいろなことを聞くといふやうな条件が積もり積もつて死に至る、こゝういふことになつてゐるんです。おそろくこゝういふ子はまだ新聞も読んでいないでしよし、高校が非常にどうだこゝうだといふやうなことは、マス・コミの問題でなくて、やはりこゝうの子供に對して期待を大きくかけ過ぎる、こゝういふところが問題じゃないかと思ひます。こゝういふことを何気なくやつていけるやうに持つていくことが私は必要ではないかと思ふのと、もう一つは、先がたから話に出ておりますやうに、その条件になるものを一つ一つ取つていくことが必要だ。こゝういふ一つ一つ取らなければならぬ条件はどういふ条件だと思われませんか。ただ精神訓育的な、あるいは教育の原理的な言ひ方だけでは取られていかないと思ふ。

○福田政府委員 誤解のないやうに申し上げておきますが、私が先ほど申し上げたのは、川崎の問題について申し上げたわけではございません。東京都内の中学校等をいろいろ回つて聞いてみましたが、やはり中学生といへども新聞を読んどころは大へんだといふやうな感じを持つて、氣の弱い子供は指導の上でいろいろ困つておるといふ話をよく聞くわけでありまして、こゝういふ一般的な問題を申し上げたわけでありまして。別の問題として、中学生の非行の要因の中には映画、テレビ等の影響も相当あると私は考えております。警視庁あたりで調べた資料を見ましても、やはりテレビのアメリカ映画

か何かを見まして、瞬間的にそれをまねしていろいろ非行を犯したといふやうな事件も出ております。こゝういふ影響もあるかと思ひますが、これは別の問題でござりまするので、特にこの機会に申し上げませんけれども、こゝういふいろいろな影響、原因といふものがあると思います。中学校の生徒の指導についてはいろいろ先生も苦慮されましようが、家庭においてもいろいろ研究すべき問題があるのではないかとこゝうに考えるのでござりまする。御指摘のやうにやはり、一般的な問題は別といたしまして、個々の生徒あるいは個々の学校における指導といふものをどうするかということが非常に私は大切な問題であらうと思ひます。

私はかつて聞いたことがござりまするが、三木委員の地元のある市では、こゝういふ問題をとりえて教育委員会が非常に熱心に研究しまして、そして学校と家庭が一緒になつてある小さな班をつくりまして、数人ずつの生徒に分けて、先生と親と一緒に子供を指導していくといふやうな一種のやり方をしておるわけではござりまするが、こゝういふことによりまして、やはり子供の指導の上に家庭と学校が連絡をとりながら十分なる指導を行なつていくということにおいては、相當な効果を上げておると聞いております。またいろいろな対策もござりまするやうが、たとえば生徒の実態に應じて——生徒の中にはいろいろと能力の違ひ者がある生徒もござりまするやうし、あるいはまた図工その他作業的な仕事にすぐれておる生徒もおるわけではござりまする。こゝういふ能力なり適性といふものを先生がよく

見きわめまして、それに応じた教育を
施していきながら指導することによ
て、生徒の不満や欲求を満たしてや
るという指導も必要であらうと思
います。現に兵庫県の地区ではそ
ういう指導をやっておる例は聞い
ておりますが、そういうことにより
まして、やはり個々の実態にに応ず
る指導をやっていくということが非
常に大切な問題であらうと思いま
す。そういう意味におきまして、私
どもは、今後も教育委員会等がそ
ういう具体的な指導方策というもの
を研究して打ち出していくことを、
非常に期待しておるわけでありま
す。

○三木(喜)委員 初中局長は、東京
の中学校を回られて、そういうお話
を具体的に校長とか現場の教師と
されたという点で、その点がそうい
うにやられておるということになれ
ば私は非常にいいことだと思います。
しかしながら、今おっしゃったある
県で――私の県のように、青少年の
指導あるいはモデル地区というよう
な格好で組織をつくってやっておる
ことが、私は思わぬふうになってお
るのではないかと。上から子供をな
でるだけに終わって、それらの人も
忙しうが、子供の人にもかならず
届かないと思う。ほんとうに子供
の深部に手を届かすということ、そ
れから子供のうっせした気持のはけ
口をどこかにつくってやる必要が
ある。だから、そういう組織づくり
がた形式のなことに終わってしま
う。たを私は非常に残念に思う。た
とえ、今おっしゃるような兵庫県の
地区のモデル地区だと指定されて
おるところから、きょう私手紙を持
ってき

たのですが、中学校の子供が集団で盗
みを働いて物を分けておる。それか
ら同じくそのモデル地区の指導の役
人の子供が、父親も知らなかったが、短
刀で女の子を脅迫して、自分の運
転するところの三輪車に乗せて、そ
してあるところまでいまして、そ
ういふことが現実起こったから、私
は非常に悲しい思いがしておるわけ
なんです。そういうことだけではどう
いふ子供は救えないのです。この新
聞を見ますと、新聞のとらえ方も
私に問題だと思ふので、きょうの
新聞なんかは、中学生の子供たち
に対して、不良何名、こうきめつ
けて書いてあるのは、やはり言葉
の使い方に問題があります。その不
良という考え方が、私は問題があ
ると思ふので、その深部にい
ずれにいたしまして、その深部に
手が届いていない。しかして、中
局長がおっしゃることは、各所を
具体的に回っていただくことはあ
るべきことだと思ふ。これは私は
むしろ喜ぶべきことだと思ふ。こ
れは私の私利私欲でも、今おし
ゃった後段の分については、それ
ができておるから大丈夫だ。こ
んな考え方は、きわめて危険な
ことです。そういう形式的な
ことが日本にはあまりにも多い
から、私たちの子供は、みんな思
わぬ方向へいってしまふ。千人
中四十人が予備軍で十人が実
犯者だという実態が出て参って
おるのをごさいます。もう一回
その問題についてもう少し具体
性を持った確信のある話をし
て下さい。

○福田政府委員 私は一例として申
上げたのでございまして、そうい
うことを全般がやっていると
いう意味でございませうし、また
それが非常に上すべりでや
っているというところにも

聞いておりません。やはりや
っている当事者はきわめて真
剣にやっていると。それでござ
います。そういうことであり
ますので、かりに一部の地区
でありまして、そういう適切な
指導が行なわれて効果があ
るようになっておるとなると、
やはりそれがほかの地区にも
影響を及ぼす、それを見習
うていくというふうなことに
なると、私は思ふ。そういう
意味で別に私どもの方でモ
デル地区として指定して
おるわけでも、きょうの先
生や教育委員会の人たちが
研究的にこころをこめて
やられているというふうな
ことで、一番いいと思ふ
方法をとっているやり方
でございまして、私どもは、
そういう意味におきまして、
私どもは、その効果がだ
んだん上がっていくことを
期待しているわけであ
ります。ほかの地区でも
そういうことをやろうと
しているところも、兵庫
県以外にもあるという
ことをこの機会に申し上げ
ておきたいと思ふ。

○三木(喜)委員 第三として、給食費
を持っていけない子供があ
って、それが学校へ行く
のを非常に苦にしておる。
しかも七割と三割の差
を保護児童の政府からの
教育援助、こういうこと
が非常に影響を及ぼして
おる。こういう場合に
具体的にそのことを押
えていかなければならぬ
と思ふ。ここに一つお聞
きたい。それが、長欠
児童生徒援護会、文部省
では対策を急いでいる。
こうあるのですが、昨
年の統計では長欠児童
が十六万人おるとい
う文部省の調査が出て
おります。これが具
体的にどう動いてお
るか、まずこれを一つお

聞きたいと思ふ。形だけでは困
ると思ふ。○福田政府委員 私、会
でどういふことを具
体的にきめたかよく存
じませんけれども、長
欠児童につきましても、
私どもは、従来から
非常にいろいろ対策を
講じているわけであ
ります。この数年間の
傾向を見ますと、漸
次減少してきてお
ります。小学校につ
きましても、三
十六年の数字を見
ますと、大体は約
十年前の二・四割
から比べますと、
年々減つて、現在
小学校につきま
しては、○・六割、
それから中学校
につきましても、
十年くらい前は
三・七割だった
ものが、三十六
年度におきま
しては、一割程
度減つて、いま
の現状でござ
います。従
きましては約
六万以上、そ
れから中
学におきま
しては約八
万近く、長
欠児童が三
十六年度に
統計として
出ておるこ
とは遺憾で
ございませ
うけれども、
漸次これらの
長欠児童に
対する対策
を強化して
参りまして、
こういう事
態を一日も
早く解消し
ていきたい、
こういうこ
ろに考えて
いるわけで
ございま
す。

○三木(喜)委員 その次に週刊朝日
ジャーナルにこのよう
なことが載
っております。三十八
年二月二十四
日号ですが、
「戦後に生
まれた子供
たちの高校
に進学する
数は、今年
がその頂
点である。ど
うしてこれ
を収容する
か、一つの
社会問題と
なっている」と
いう見出し
で、「中学を
出て、すぐ
就職する子
どもたちの
ことである。
進学組と就
職組との間
のいざこざ
は、めづら
しい話では
ない。これ
までも、暴
力事件をお
こしたとさ
えあった。」

う書いて、「有名校に入
学したがるの
は、学問する
ためではなく
、立身出世
の方便にすぎ
ぬことが多い
。教養、勉
強の仕方ばかり
でなく、日本
人の教育観
そのものにユ
ガミがある。こ
のようにな
って参ります
が、端的に申
上げまして、
進学組と就職
組という、こ
ういふ分け
方をなくする
ことはでき
ません。こ
ういふことは
やはり指導
いたしますか
。その点一つ
承りたい。○福田政府委員 文部省
としては、そ
ういう指導は
いたしてお
りません。

○三木(喜)委員 そういう指導は
していませんけれども、全
国中学校は大
体このよう
な分け方にな
って参ります
。それでど
こに問題があ
るのか。こ
ういふこと
にして就職組
に対しては、
非常に劣等感
を持たして
いる。また
現実には手
が付き届か
ないのです
ね。それはち
よっとほか
のデータで
申し上げたい
と思ふので
すが、これは
どこに問題
があるのです
か。○福田政府委員 これは
やはり、高等
学校に進学
する場合にお
きまして、学
校当局がその
進学を容易に
するため、ある
程度そういう
進学する生徒
を分けて平素
から教育して
いく、こ
ういふような
考え方から
くるわけで
ございま
す。従いま
して、私ども
としては、進
学組、就職組
といわず、こ
れは義務教
育の段階で
ございませ
うので、そ
ういふ区別
なしに、中
学校で課せ
られるべき
教育が普通
に行なわれ
ることが望
ましいわけ
でございま
す。従って、
そういう進
学組のために
特に、そ
ういふ特殊
な教育を
やらなければ
高等学校に
入れないの
だといふや
り方ではな
い方を希望
するわけで
ございま
す。

○三木(喜)委員 次に、これも端的な

質問では割り切れないだろうと思うのですけれども、ずっと以前から文部省にもせよ、各都道府県にもせよ、高校を増設することに非常な努力を払ってきまして、そうして現在を迎えて子供たちは今年どういう結果が出るかが問題だと思ふのですが、しかし最大限の努力をそれぞれに払っておられるという事は、私たちが認め、今なおおおうとしておられることを認めるわけなんです、ただ昨年度からの論議の中で、文部省と私たちの意見が対立したのは、文部省では高校入学に對しましてはこれは政府の責任だというような考え方から、最近では設置者の責任であるといわれるのかということが一つ、それから私たちは全入というのを非常にやかましく言うわけですが、ある議員に聞きますと、私たちの側では、全入という考え方、そんなものはけつ飛ばせという事になってるのだ、こういうことを一つ聞きました。それから荒木文部大臣の考え方の中に、昨年来賢い者もあほうな者も一緒に高等学校に入れるというように、合理的な考え方はないということを、基本線として強調されました。私はこの三つが、今の高等学校へ子供を進学させるという事に対して、日本の国の意見を二つに分けてる原因ではないかと思うのです。やはり全入けつ飛ばせ、それから荒木文部大臣は端的な言い方で誤解があるかもしれないが、賢い者もできない者も一緒に高等学校へ入れるというのはけしからぬ、こういうお考えですか、その二点をお聞きしたい。

○福田政府委員 高等学校は設置者の

責任だというような事についてお尋ねございましたが、私どもとして当初高校の急増対策を考えました際に、御承知のようにこの急増対策については財政的な面から国が相当の責任を持つやり方をしてもいいのではないかと、いろいろな意味合いにおいて、この急増対策を考えなければいけません。従いまして、補助金等も普通課程について要求したわけでございますけれども、これは御承知のように、普通課程に對する校舎についての補助金は認めないという結果になりましたので、これはやめましたけれども、起債あるいは交付税等による財源措置は、国として必要な限度においてやったわけでございす。これは高等学校の設置者が都道府県であるというそういう責任と別個に、やはり急増対策について、こういう非常事態でございすので、国が財政的にこれを援助していくという責任の立場をはっきりさせたものだと思えておるわけでございす。この点は先ほど御指摘になりましたように、別に国が全体についての責任者だというようにには考えませんけれども、少なくともその高等学校の設置あるいは増設を容易にするための援助をする責任を果たすという限度においてこれが実施されたわけでございす。そういう趣旨でございす。

また高等学校の全入入学の問題につ

きましては、御承知のように現在の中学校の場合と違ひまして、中学校は義務教育でございす、高等学校は義務教育ではございせん。従いまして高等学校の課程にもいろいろございすので、それらの高等学校の教育に耐え得る子供を、やはり十分能力を見て入れるというのが建前であらうと思ひます。そういう意味で申しますと、現在でも中学校の生徒の中には、いわゆる三割以下の学業の劣った者もおります。そういった点から申しますと、全部高等学校に、しかも全日制の高等学校に入り得るといふようには、制度論から申しましても実上の問題から申しましてもできないのじゃないかというように考えるのでございまして、そういう点を申し上げたつもりでございす。

○三木(喜)委員 高等学校が今のお話

では、社会的、経済的、知的に恵まれた者からより抜いて入れるのだという考え方ですが、これは私は問題だと思ふんです。今の高等学校というものは収容力の最大限まで國家の全青年に奉仕すべきであるという考え方に私は立つてもらいたいと思ふのです。入学試験、選抜というものは、そのうちでやむを得ないものであつて、これが本質的な問題でない、こういうように考へてもらなければならぬわけであつて、今の初中局長のお考え方には、やはり能力的にという事を言われまじが、今の高等学校は義務教育ではない、しかしながら國民全体の教育機関として、中学校卒業者の希望する者をすべて入学せしめるという建前になつておるわけなんです。そんな建前になつていない、このように言われらるなら、文部省で一つ明らかにしてもいいのは、学校教育法の第七十五条に、高等学校に精神薄弱者の学級を置くことを認めておられます。そうしますと、ここがおかしなところ参る。それから第二点といたしまして、「入学

志願者数が、入学定員を超過した場合

には、入学者の選抜を行うことができない。」「こうありますから、ここから考えた場合に、超過しないときは全員入学さすという考え方も出てくるわけなんです。そうしますと、高校をつくつておく必要がある、全入の考え方は私は間違ひでない、義務教育でないからという考え方はおかしいと思ふんです。その点について一つ文部省にお聞きしたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいま学校教育法の七十五條の問題を御指摘になりましたので、この点についてまず申し上げますが、なるほどこの七十五條を形式的に読みますと、小・中・高等学校については精神薄弱者の学級を置くことができるようになっております。これは従来から非常に誤解のある点でございまして、もしそういう誤解がありとすれば、これは私も改訂すべき点だらうと思つております。これは立法当時の事情もいろいろ考へて、あるいは聞いてみましても、高等学校については精神薄弱者のための特殊学級を置くというような事を考へたわけではございせん。小・中・高等学校一本にこれを規定いたしましたために、精神薄弱者から第五号、第六号等の問題も全部含めて形式的に書いてございすので、そういう誤解を持たれるのも当然だと思ひますけれども、やはり盲ろう等につきましては、高等学校について特殊な者を入れるための施設はあつてもいいと思ひますが、立法趣旨としては、そういうことで、当初から高等学校について精神薄弱者のための学級を置かなければならぬという意味においてこれは立法されたのではない

というように聞いております。現に高等学校についてはそういうものはございせん。そういう趣旨でございす。それから高等学校の入学許可の問題でございす、これは五十九條の第一項を読んでもいただきますと、「高等学校の入学は、校長がこれを許可する。」という事になっております。この校長が許可する前提としては、中学校から送られた調査書いわゆる内申書と、あるいは学力、入学試験を行つた場合には、その試験の成績というものを総合的に見て、そうして判断して、この書き方は、入学定員を超過した場合に、入学者の選抜を行なうという定員との関連を書いてありますけれども、許可権は校長が持つておりまして、従いまして、その内申書等に足る能力を持つてゐるかどうかというやうな事情は、選抜試験を行なうと行なわないとにかかわらず、これは実際に検査をしまして、許可するわけでございす。そういう意味でございすので、私どもの先ほど申し上げました高等学校教育の本旨というものは、見て、この五十九條というものは、その矛盾するものではないというように考へるわけでございす。

○三木(喜)委員 この前村山委員からだったかと思ふのですが、技能労働者について、昭和四十五年までに四百七万人が必要である。三十七年度労働省の統計では百二十六万人が不足しておる。三十八年から四十二年まで職業訓練をフルに動かしても百三十万しか調整できない、こういう事態が出て参つておりますので、私はこの機会に定時制の

問題あるいは全日制の問題、今話として出しておきますが、働く青少年に全部高等学校の教育をやらす。そうすれば、今申しますように、就職組とかあるいはまた進学組だということもあつて、私はかなり緩和されるのではないが、こう思ふのです。現在定時制を入れて八〇%の高校に行つておる者がある。しかしながら全日制としては、私立も入れて六一・八%、こういうことになつておりますが、そうしますと、具体的には四〇%ほどの子供が働く形の中で学ばなければならぬ、私はこういうことになつてくるのだと思ふのです。それらの子供に働ながら高校教育を受けられるというようなことを考えられないかと思ふのです。それはこの委員会でもたびたび取り上げられておるようですけれども、具体的な線は出ていない。それは適齡の青少年、父母を含めて、国民のすべてが高等教育を受けたい。そうでなかつたら、働かざるを得ない、産業社会では一人前に取り扱つてもらえない、こういう考え方が支配的だと思ふのです。そういう考え方が非常に強く出ておるすし、根本はそうですが、その過程においては、就職組と進学組との争いになつて出てくる。こういう病的なままに放置することは問題があるので、一つ一つ問題点をとつていくという意味において、働く青少年に高等教育を全部やらす。今労働省の統計において、も、このように足りないのですから、それについて文部省はどういう施策を考えておられるか。考えておられるならば、早くそれを実現してもらつて働く青少年に希望を持たせたい、こう思ふいます。

○福田政府委員 おつしやるように、全日制の高等学校だけが教育の機関ではないわけではございません。広くいわけは後期中等教育という分野の中には、職場における教育施設ももちろん考えられるわけではございません。そういう面から、高等学校の制度の問題として、すでに御承知のように、定時制教育もございしますが、通信教育の拡充あるいはこの前学校教育法の一部改正を実施したしまして、職場の教育施設との連携をはかつていく、すなわち言いかえしますと、職場における技能教育のすぐれたものは、高等学校の単位としてこれを認めて、そうして高等学校の卒業資格をとりやすくするということのような意味におきましての連携を深めていくというふうなやり方をしておるわけでございます。また先ほど申しました通信制のいたしまして、通信制のみによる高等学校の卒業資格を与え得る道も開かれております。そういう方面に今後十分拡充をしております。そして働かざるを得ないでできる仕組みというものを考えていきたいと思ふておりますが、ただ現在の時点におきましてそのみで十分であるかと思ひます。それでございまして、それと十分だとお尋ねでございます。従いましては私も考えております。従いましてこの働かざるを得ない青年たちの実態に即した教育というものが行なわれやすいような態勢をとることが必要である。そういう意味から申しまして、現在の定時制教育につきましてもいろいろこれは改善工夫をしなければならぬ面がたくさんあると思ひます。たとえばこれは一例でございますけれども、昼間制の定時制につきましては、これは各方面から批判がありま

すように、いろいろこれは改善を施すべき内容を持つております。そういう面から定時制教育につきましても内容を充実すると同時に、やはりそこに働かざるを得ないという青少年が来やすいような場をつくつてやるということが必要でございます。年限の問題もございまして、中身の問題もございまして、そういう面について、昨年度電電公社の採用試験があつて、定時制の締め出しを考へておるような応募資格条件を発表しておりましたが、本年はそういうようなことはございせんか。

○福田政府委員 一般的に申し上げますと、昨年も私関西の財界の方にも参りまして、いろいろ要望いたしたわけでございますが、全体のこの会社関係の面にもそういう差別的な扱いをしないではというところは、もう従前から申しておるわけでございます。今電電公社のお話でございますが、これは具体的には存じませんが、これは私がもしそういうことがあるとすれば、私もそれは、今後そういう定時制の卒業者は受けさせないというふうなことであれば、それは一つは正すような方向で努力して参りたいと思つております。

○三木(喜)委員 もう一つは、大学卒の就職試験期日の問題があるのです。が、このような試験地獄を通じて、あなたがあなた方が言われる人づくりがなされ、そしてその結果産業界は野放しで卒業生を奪ひ合う、こういうようなことは私は問題が多いと思ふのです。そこで協定をこの際立てるべきだと思ふのですが、この文部省の笠木学生課長の話では、学生の青田刈りは教育効果の面から困つた問題だ。こちらとしては十月一日以降の従来線の線が望ましい。大学団体や日経連の話し合ひの結果を待つて態度をきめたい。このようなことを言つておられますが、日経連は、協定などできぬ相談だといつて、大手に押し切られております。ここにやはり文教担当として考えてもらわなければならぬことは、国の要請である、産業界の要請であるというふうなことを非常に大きく前面に出して人づくりをやつながら、最後では強いもの勝ちというふうな奪ひ合いのままで見過ごしてよくない。これは私は私をつつて魂を入れぬというふうなことになる。笠木学生課長が言われておるように、学生の青田刈りのこういう事態をそのまま放置しておくということは、いよいよもつて教育というものが産業界の従属物であるというところ――従属物でない、横暴な支配の中にひたたくられていくというふうな格好が私は出てきておると思ふ。この点どうしますか。

○福田政府委員 私ども、大学に限らず、高等学校の面におきましても、そういう傾向は好ましくないと思ひますが、特に大学の場合におきまして、御指摘のような傾向が強いことを承知しております。きょうは担当の政府委員が見えておられないので、私から意見を申し上げるのは差し控えたいと思ひますが、おそらく今年におきましてもそういう従来線の考え方も文部省としては臨むものと考えております。

○三木(喜)委員 そういう弱いことでは、この問題は対処できないです。だから、教育が独占に奉仕するとかあるいは産業界の言いまゝになつておるとかいうようなことがいわれるわけなんです。この最後のきめ手ができないじゃないですか。こういう問題すら調整がつかぬ。経営者がみな良識に立てばいいわけなんです。これは経営者の中から、人づくりとか何とかいうことを言うてきたのじゃないですか。あ

なた方が道徳教育なんか言うておるじゃないですか。経営者それ自体が道徳教育的なものを要望し、しかして人づくりを要望しておきながら、こういう最後のふざまなことで一体どうなるのですか。道徳性も協調性も何も無い。そしてそれをどうにもできませんというふざまなことでは、私はやはり問題は大きいと思います。大臣一体どうお考えになるか、聞かしていただきたいと思ひます。

○荒木國務大臣 先ほど政府委員からお答え申し上げた以上のことは、実際問題としては申し上げにくいと思ひます。もちろん今後に対しても、大学教育それ自体を混乱せしめないような要請を、産業界にもやりたいと思ひます。また大学自体としても、自分の責任において、そういう時期を逸脱した就職試験等によって、採用決定が行なわれたことに對して、何らかの制約を加えるような考え方もあつてしかるべきではないかというふうにも思ひます。しかしそういうこと自体がなかなか大学のあり方あるいは職業選択の自由にもかかわり、あるいは会社方面、経済界からいたしましても、なすべきいい人材を自分の会社に採用したいということ、そのことをけしからぬというわけにも参らない節もございします。現実問題として非常に悩みの多い課題ですけれども、御心配の点はわれわれも同感でありまして、何か有効適切な妥当な方法なきやというところもあわせ考えながら、今後に向つて善処したいと思ひます。

○三木(喜)委員 それではちょっと不満なんですけれども、もう一度言っておきたいと思ひます。

なるほど就職の自由あるいはまた各会社が人材を自分の会社に入れたたい、こういう気持はわかるのです。そこが協定じゃないのですか。その音頭と押すものが就職の自由というものを抑圧するものではない。せっかく協定をやっておきながら自主協定の十月一日以前に、昨年度は七十七%がもはや受驗しておつた。しり抜けになつてしまつた協定が昨年結ばれたものですか。本年はそれができないと言われるのですが、せっかく協定を結んで、お互いやろうというのを約束しておきながら、こういうふざまなことは財界、産業界それ自体道徳教育を唱ふる資格がない。それを受け継ぐ文部省も資格がない。そういう産業界をそのままにしておくとしようなどでは私は問題があらうと思ひます。道徳教育をいふなら、産業界といわず政界といわず、あるいは官吏といわず、やはりそのことをやり上げていかなかつたら、産業界が教育にこれだけ要望して参つておることが、全部自分の行ないによつて非常な疑問を持たれる、こう言つても過言ではないと思ひます。大学自体には管理制度、あるいは教師には管理職とかいろいろな制約を加えておいて、教育をやるのに非常にやりにくい状態をとつておきながら、一方はもう無政府状態といひますか、野放図に、やりたいほうだいにやらせておるといふのは、あまりにもこれらの人の支配に服して、しかもそれに対して言い切れないという弱さが、われわれ非常に歯がゆいのです。以上です。

○床次委員長 私立学校振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。村山喜一君

○村山委員 質疑に入る前に委員長に一つ御注意を願ひたいのでございますが、今ここにおりますのは委員長を含めまして十名であります。これは国会法の上からいふ場合には、十六名以上いなければこの委員会が成立してない、こういうことになりまして、厳密にいうならばこの委員会は成立してないような状態と相なつてゐるのであります。こういうようなことは今後の法案の審議にあたりまして非常に支障を来たすと考えますので、各委員には委員長の方から出席方の督促を要請申し上げておきたい。

さて、私立学校振興会法の一部を改正する法律案の提案理由を見て参りますと、このたび財政投融資計画の中で預金部運用資金から二十億円の融資がなされ、それに伴ひまして資金の公募を振興会が行なうようにする、なおその資金は貸付金の原資に充てるのだ、こういうような考え方のもとに打ち出されてゐる新しい内容的なものがこの法案の一部改正に出て参つてゐるわけでございます。そこで、私は、大臣から根本的な考え方を承る前に、まず担当の局長から、現在の私学振興会法によりまして、この第二十四条の業務方法書には貸付の限度とか利率及び期限、助成の限度、そういうようなものが掲げてあるわけでございますので、現在まで政府が出資いたしました出資金を中心に私学振興会の運営がなされて参つたわけでございますが、その場

合におきますいわゆる貸付のそういう利率とか、期限とか、こういうようなものはどのような内容にわたつてゐるのか、その点についてまず承りたいのでございます。

○杉江政府委員 貸付の利率、貸付期間は、貸付の内容によつて多少の差がございします。貸付のうち一般施設費に對するものは、利率は六分、二年据え置き、五年以内償還、こういうものと、もう一つ二年据え置き、十年以内償還、こういう二種類がございします。それから理工系学生増募のための施設費につきましては、特に優遇いたしまして、利率は五分五厘、二年据え置き、十五年償還、こういうことになっております。また、高校生増募施設費につきましては、やはりこれを優遇いたしまして、理工系学生増募の経費と同じように扱つております。その他経費等については一年以内の償還になっておりますし、また災害復旧費については二種類ありまして、十年償還のもの、十五年償還のものとございしますが、大体において以上のような扱いをいたしております。

○村山委員 そういたしますと、この利率でございしますが、六分なりあるいは五分五厘というこの金利につきましては、一つの資金コストというものが考えられた上でこういうふうなものが定められたものだと思うんですが、私学振興会に對するところの国の補助金はどういうふうになっておりますか。

○杉江政府委員 今までは一般会計からの出資でございしますから、その出資についてはそういう問題は起こらないわけでございます。ただその原資の中の一部については、私学共済からの借

り入れがございまして、これについては八分の利率で借り入れをいたしております。今度資金運用部資金から借り入れる部分については六分五厘ということになると考えております。

○村山委員 現在、私学振興会の人件費は、この運用益によつてまかなつてゐるわけですね。

○杉江政府委員 さうでございします。

○村山委員 そうしますと、今度、資金運用部資金の中身、いわゆる預託金を預金部運用資金にいたします郵便貯金あるいは簡易保険その他厚生年金等の、いわゆる源泉があるわけでありまして、預託金の金利については、一カ月以上の定期性のものについては、年二分から六分というところになっておるようでありまして、それを今度は融通条件というもので調べて参りますと、基準金利というものが示されておる。この基準金利は幾らになっておりますか。

○杉江政府委員 ただいま申し上げたように、六分五厘になっております。

○村山委員 基準金利は六分五厘。さうしますと、特別会計に對しては六分になっておりますね。さうすると、私学振興関係の債権に對する基準金利は六分五厘ということと考えてよろしいわけですか。

○杉江政府委員 さうでございします。

○村山委員 この六分五厘のコストのつくものを借りて、それを運用をして参るといふことになる、そこには資金コストという問題が当然出てこなければならぬ。さうなつて参りますと、今、お話を聞いておると、貸付内

設備費の中には一億五千含まれております。そのほか、今おあげになった費目のほかに、特に私立学校の経費はございません。

○村山委員　そういたしますと、ここで大臣にお尋ねをいたしたいのでございますが、これは上村委員からも前に局長にたしか御質問があつたかと思ひますが、今後の私学に対するところの大臣の政策といひますか、考え方といひますか。

うものについて、御見解と見通しを述べていただきたいのであります。

それは、今度の私学振興に対するところの方法といたしましては、新たに財政投融資の措置を加えたということが一つの特徴であろうと思ひます。従来やっていた助成金あるいは出資金と、この三つの柱によって私学振興をやっていくのだというかまゝで、今まで局長との間で取りかわしをいたしましたように、この資金コストの問題を考へてみますと、財政投融資による分よりも助成金による分の方が望ましいわけでありまして、それが資金需要という面から考へてても出資金だけではまかない切れぬ。だから、新しく財政投融資の道を開いたという考へ方であらうと思ひます。しかしながら、この道を広げて参りますと、今後出資金はもうこの辺で打ち切りだ、今後はそういうような財政的な資金の世話をしていけば、五億円もそういう余裕があるのであれば、もう出資金を助成してやるよりも財政的な措置をするだけで十分だ、こういう考へ方が私は大蔵省あたりには必ず生まれてくるだろうと思ひます。そういふような点から、一体今後の方策としては、この三本柱をどのようにかみ合わせながら進めていくかということが非常に大きな問題になつて参らうかと思ひますので、ここで大臣はどういう基本計画を立てて今後の私学対策の問題をお考へにならうとしておいでになるのか、大臣の見通しと見解を承りたいのであります。

○荒木国務大臣 いつかも申し上げたことに関連をいたしますが、私学に対して国として根本的にどういう考へで臨むかということにつきましては、ただいまのところ従来と同じ考へを私は持っております。それは、なるべく低利長期の資金を国の立場で私学の経営のために提供して参るという考へ方が基本線であるべきであらう。助成金を交付しますことは、国の立場で私学に特別にお願いをして、御依頼を申し出て力を貸していただくという課題に對しては、助成金というものが出てしかるべし。このごろ授業料その他の関係等の関連におきましてよく聞きますような、教師の給与、いわば経常費を國が助成すべきじゃないかという意見に對しましては、どうも私もものに賛成いたしかねる氣持でございます。と申しますのは、経常費を國の立場で提供しますことに伴つて、多かれ少なかれ私学のことに對して、それ自体に國の立場で新たな支配をとらざるを得ないということに關連してくるよう思ひます。そのことは、私学がその独自性あるいは自主性という根拠に立つて特色がある、私学の生命はそこにあると申しても過言でない状態にひびが入りはしないかということをおそれるがゆゑであります。従ひまして、御質問の中にもありましたように、また今も申し上げた通り、私学運営のための資金を提供する。そのやり方は政府出資と、今後新たに御審議願つて決定を見るであろうところの財政投融資の両面から参りたい。しかればその二つの資金源の将来に向かつての比率はどうだということも御質問の中身にあるうかと拝察をいたしますが、その見通しは今はっきりと具体的に申し上げかねる状態だと存じます。しかしながらお説の通り、資金コストのことが無関係なままに進行していくべきものではないと思ひます。その問題ともならみ合わせ政府出資も今後も続けていくと同時に、それにも現実問題としては、おのずから年々の限度があることもやむを得ないことでございますから、それとのかみ合いにおきまして、財政投融資の窓口を広げていく。どの限度まで特に資金コストの面からまかない得るかということが課題としてくついついて参ると思ひますが、それらのこともあわせて考へながら、将来のことをもつと長い見通しをもつて確立して参りたい。本日直ちにそのことを具体的に申し上げかねることは残念でございますが、心がまえとしては以上のように考へております。

○村山委員 そこで大臣にお尋ねをいたしますが、大蔵省と予算折衝をされる場合には、この財政投融資による資金源として幾ら要求をなさつたわけですか。

○杉江政府委員 六十億円でございまして、

○村山委員 出資金については幾ら要求をなさいましたか。

○杉江政府委員 四十一億でございます。

○村山委員 そういたしますと、大体三分の一程度に両方とも削られた、こういうようなことになると思ひます。その場合にいわゆる四十億なり六十億というそれぞれの比率を定めてお出しになった根拠というものは、文部省としてはどういふような根拠に基づいて今後の将来をきめていこうとなされたのでありますか。

○杉江政府委員 財政投融資からの資金の受け入れについては、一般的には臨時的に大量の経費を必要とするという場合に、この資金の受け入れをするという考へ方がとられておりますし、またその考へ方が妥当なものと了解しております。そういうふうな考へ方から、おおよその考へは、臨時的性格の強い理工系増高と、それから高校急増の経費を資金運用部資金によつてまかなう。その他や恒常的な、たとえば一般施設費に対する貸付、こういうものは出資によつてまかなうことが適當ではないか、かように考へて、おおむねそのような區別に従つて四十億、六十億円の要求をいたしておるわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、そのような考へ方からいくなれば、将来は高校急増が済み、そして大学における理工系の設備施設の充実が済んだ場合においては、やはり恒常的なかまゝではなくて、財政投融資にたよるのではなくて、出資金を増大して今後やっていくのだという基本的なかまゝを持っておるのだ、こういうふうな承つてよろしいですか。

○杉江政府委員 基本的にはそのようにはいたすべきものと考えております。ただ一般施設に對する経費にいたしましても、これは基準まで早く充實するという意味をもちまして、その性格としては、多分にやはり臨時的な性格を持つておるものから、これらの経費の性格を峻別することはむづかしい問題でございます。それは、もう一歩その必要とする所要経費総額がどれくらいになるかという實際問題を考へましたときに、それが相当多額になる

ことが予想されます。そのような事情を考へましたとき、本年度の予算要求の考へ方をそのまま踏襲いたしまして、今後その二つ以外は一般会計からの出資のみによるのだ、こういうふうのみに考へにくい。それはそのときの全体の資金需要と現実の一般会計予算とのあり方との相關關係において決定されるべきものだと考へますが、考へ方としては、最初に申し上げたような考へ方をできるだけ貫くように努力いたしたいと考へております。

○村山委員 そこで大臣が言葉を濁されたわけでありまして、省議で決定をして予算要求をされるその際においては、将来の見通しというものを含めながら折衝をされなければならないものだと私は思ふ。そうでなければ、財政投融資をここに導入することによつてどういふような影響があり、今後の対策としてはどういふようなことになるだろうという見通しを立てないで予算要求されるはずはないと思ふ。そういうような点から今後の具体的な方向といふものは、基本的な性格は今局長から承りましたので、それで了承したいと思ひますが、その点は大臣今の局長の答弁でよろしいわけですか。

○荒木国務大臣 よろしゅうございまして。本来ならば、さき申し上げた通りもつと見通しを持ったことをお話できる状態であるべきものと思ひますけれども、實際問題としまして、私学側の資金の要望なるものが具体的に的確に捕捉しにくい性格もございまして、現在のところお答えし得ない状態というこゝを申し上げたわけでありまして、○村山委員 そこで、的確に捕捉はしがたいというところでございしますが、私

学の資金需要というものに対してはどうかというふうなふうに把握をしておいてになりますか。

○杉江政府委員 この資金需要総額の算出はかなりむずかしい、またその立て方をどうするかによって動くのであります、一応私もそのかなり切り詰めた、従ってまたその重要性、緊急性の強いものを考えまして、その需要額を算定いたしますと、所要総額は六百五十億円になります。このうち貸付予定額、これは今までも全部貸しておるわけじゃなくて、自己負担を相当見込んでおるわけなんです。それを今までの貸付率によって算定いたしますと、総貸付所要額としては三百十三億円になるわけでありまして。ただしこの積算の中には、これまで私学側が要望して参っておりまして老朽危険校舎の改築費が入っております。また小・中・高等学校の付帯整備費等も入っております。その他病院、寄宿舎、研究所等の建設費が他の資金から見られておるような関係もあって、こちらには入っておりません。こういうふうな点を全部入れますと、この所要額は相当大きな金額になるわけでありまして。私学側が一十億必要だというふうなことを言っておられますけれども、それは必ずしも不当な数字ではないと私も考えております。

○村山委員 そういたしますと、振興会が私学振興債券を発行するわけですが、その場合に公募を行なうというところになっておる。この応募者利回りは幾らになりますか。

○杉江政府委員 まず今回の改正は、資金運用部資金から借り入れるのに、

その条件として、特殊法人が債券発行能力を持つことが必要だ、こういう建前になっておりますので、そのためにこのような改正をするということが今回の改正案の趣旨でございます。

現実には債券を発行するかといいまして、今のところそれは考えておりません。それはなぜかといえますと、先ほどのコストの問題に関連があるわけでございますが、私学振興債券を発行いたします場合は利率は、一般には七分三厘になるはずでございます。そういうふうな利率が高くなりますと、資金コストが高くなりますので、このような方法になるべくとりたくない。将来資金需要の関係からはそういうことを考えなければならぬこともあり得ようかとも思いますけれども、当分のところはそういう点から現実には債券発行ということは考えておらないわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、あなた方は提案理由の説明の中で「私学振興債券を発行することができる旨の規定を設け、振興会が資金の公募を行なうとともに、このように公募を行なう」ということが明らかにされてい、とするならば、提案理由の説明とあなたの今の説明は食い違ひじゃないですか。

○杉江政府委員 ここにも「私学振興債券を発行することができる」というふうに書いてありますが、将来のことを考えればこういう必要の起こることが予想されますので、振興会の能力としてはこのようなことを付与していくことが適当だと考えます。ただ当面の目的は、こういうふうな能力を振興会が持つことによって資金運用部資金を

借りられる、そういう建前になっていくから、それをねらってこの改正をするというところが当面の目的だ、しかし法律の建前としては、そういう将来を予測いたしました「債券を発行することができ」というふうにしておきたいという趣旨でございます。

○村山委員 その問題につきまして、私は、私どもは提案理由の説明と今の説明は納得できないのですが、それはまたあとで追及することにいたしますけれども、そういういたしますと、問題は、政府の資金運用部資金を対象にいたしまして借り入れられるものを原資にして、そうして長期資金を他の金融機関から借り入れていく、こういうふうな考え方でいいですか。

○杉江政府委員 長期資金も、いわゆる一般市中銀行等からの借り入れは現実に考えておりません。これは借り入れが実際問題としてなかなか容易でないものであります。ただ先ほども申し上げましたように、私立学校共済組合の積み立て資金から借り入れるということは今までもいたしておりますし、今後ともいたしたいと考えております。

○村山委員 そういたしますと、振興会は、第三十四条に新しく挿入をされました長期借入金もやらない、私学振興債券発行も今のところ考えていない、残っているのは、当分考えられるのは短期借入金だけだ、この短期借入金も考えないのだというところになるならば、そういうような条文だけをつくって、法律の上において実効を生じないようなものをつくり上げてみて、これは意味ないじゃないですか。

○杉江政府委員 この長期借入れの中には、資金運用部資金からの借入れが含まれるわけでございます。二十億円はこの長期借入れとして借り入れるわけでございます。

○村山委員 とするならば、今度は長期借入れ資金という道はそれだということになると、私学振興債は発行しないのだというふうな考え方であれば、その点は抜いたらどうですか。私学振興債については、そのコストを見てもたまた七厘三厘になる、こういうふうなことになるならば、債券を発行するといふようなめんどうな仕事はやらなくてもいいのじゃないですか。

○杉江政府委員 先ほど申し上げましたように、資金運用部資金法によりまして、債券発行能力を持つ団体にしか貸せないような規定があるわけでございます。だから当面この債券を発行することは現実的には考えておりませんけれども、ただ借り入れるためにこういう規定を設けることが必要だから、こういうふうな改正をいたしたいというところでございます。

○村山委員 時間の関係もありますので、私はあと一つだけ聞いて、また他に譲りたいと思いますが、この三十九条の二項に、文部大臣はあらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬという事項がずっと列挙してございます。この内容を検討してみますと、第三十三条第一項からあとのものにつきましては、その財政投融資の資金を受入れる、それに伴うところの法律改正に基づきましては、現在文部大臣が権限を持っている事項が、ここに新たに大蔵大臣と協議しなければならぬという

ようにチェックされているということ、文部大臣の権限がそれだけ縮小されているということになりますね。そういうふうな財政資金を受け入れることによって、文部大臣が持つておられる権限というものが規制をされるというふうなことを受け入れられたあなたの方の立場というものはどういふことなのか。

○杉江政府委員 資金運用部資金の受け入れにつきましては、その団体が確実な償還能力があるということ、その業務の運営が適切に行なわれるということ、そういうことを十分チェックする必要があるわけでございます。単に一般会計からの出資を受けていたとき以上に振興会の業務運営の重要事項については、そういう資金の償還の確実性、ひいてはそういう資金運用部資金の償還等の面について障害が起ることが万一にもないようなチェックをする立場というところは、やはり当然認めなければならぬ。その資金運用部資金というものが別会計で処理されれば別でありまして、その実際の運営はそれが原資となつて一本で運営されて参る。だから、その分だけに限定することは、実際問題として不可能になってくるわけでございます。そういう意味において、その協議事項の範囲がやや広がって参ることはやむを得ないと考えます。またこのようないことは資金運用部資金からの借入れをするすべての団体について、ほとんどこれと同様の規定があるわけでございます。そういう意味からも今回の改正はやむを得ないものであり、また妥当なものであると考えております。

○村山委員 今まで説明を聞いておりましたが、内容的には、そういうような財政資金を受け入れるに伴って、私学振興会の現在の貸借対照表なり損益計算書の中に見られる財務諸表というものがわれわれの前に提示されて、これによって六分五厘あるいは五分五厘という安い金利で適当な行政効果を上げ得るような措置が可能なんだという一つの実証を示してもらわなければならぬと思いますので、それは今後の審議に際しても必要なものであると考えますから、提出を要望申し上げます。私の質問はこれで終わります。

○床次委員長 次会は十三日水曜日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会